

第5章 食料産業局

第1節 食料産業政策

食料産業施策の総合的企画

総合食料局は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、主要食糧等を含めた食料政策の総合的な企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局であった。

平成23年9月1日、農林水産省組織改正に伴い、「食」や「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、農山漁村の資源を活用した新しい産業を創出・育成をするとともに、食や環境を通じて生産者と消費者の絆を強めるために、「食料産業局」が創設された。

(1) 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会

卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食品産業部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されていた。

平成23年9月1日、農林水産省組織改正に伴い、「食料産業部会」と名称が変更された。

(開催状況)

〈食品産業部会〉

平成23年5月27日 ・食品産業の将来方向について
・「食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委

員会」の開催について

平成23年8月4日 ・食料・農業・農村政策審議会食品産業部会長の互選
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の一部改正

〈食料産業部会〉

平成24年3月27日 ・「食品産業の将来ビジョン」について
・第9次中央卸売市場整備計画の変更について
・食品リサイクルの現状等について

〈食料産業部会懇談会〉

平成23年12月13日 ・新局の任務・目標について
・「食品産業の将来ビジョン（仮称）」について
平成24年3月2日 ・「食品産業の将来ビジョン」について

(所属委員等)

(委員)

青 新	やま 山 なみ 浪	ひろ 浩 たけ 剛	こ 子 し 史	農業ジャーナリスト (株)ローソン代表取締役社長 CEO (株)マイファーム代表取締役 青山学院大学経営学部教授 味の素(株)代表取締役取締役会長 トヨタ自動車(株)相談役
--------	--------------------	--------------------	------------------	--

(臨時委員)

石	渡	美	奈	ホッピービバレッジ(株)代表取締役社長 役社長 (株)ヤオコー顧問 福岡大同青果(株)代表取締役社長 ハウス食品(株)代表取締役会長 (株)美濃吉代表取締役社長 拓殖大学商学部教授 茨城中央園芸農業協同組合専務
---	---	---	---	--

理事
 消費生活アドバイザー
 主婦連合会会長
 (専門委員)
 (株)資源・食糧問題研究所代表
 注：◎部会長
 (平成24年3月31日現在)

第2節 食品流通対策

1 概 要

卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて策定された卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の機能強化に向けた取組を行った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、平成19年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第4次）に即して、各種の構造改善対策を行った。

2 中央卸売市場

(1) 概 況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16（方針）・17（計画）～22年度、第9次：22（方針）・23（計画）～27年度）に基づいて整備統合が進められており、平成23年度末には44都市72市場（青果・水産市場25市場、青果・水産・花き市場15市場、青果・花き市場6市場、青果市場12市場、水産市場4市場、食肉市場10市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、平成23年度末で青果部82、水産物部73、食肉部10、花き部27、その他9で計201である。

また、中央卸売市場の平成22年度の取扱金額は青果2兆32億円（前年比105%）、水産物1兆7,597億円（同96%）、食肉2,198億円（同102%）、花き1,346億円（同96%）、その他271億円（同100%）となっている。

(2) 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画 ア 卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものであり、卸売市場が最近の情勢に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直し、平成22年10月に平成27年度を目標年度とする第9次卸売市場整備基本方針を策定・公表した。

第9次卸売市場整備基本方針においては、今後の卸売市場について、

- a コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応
 - b 公正かつ効率的な取引の確保
 - c 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
 - d 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
 - e 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
 - f 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保
- を基本とし、整備及びその運営を行うこととしている。

イ 中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものである。

第9次卸売市場整備基本方針の策定を受け、平成23年3月に平成27年度を目標年度とする第9次中央卸売市場整備計画を策定・公表した。

第9次中央卸売市場整備計画においては、開設者から提出された市場ごとの施設整備の計画等を踏まえ、市場再編、施設改善、中央拠点市場に係る名称等について記載している。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額（4/10、1/3）

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、

搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、共同集出荷施設

平成23年度に交付金を活用して整備した中央卸売市場は、10都道府県13市場であり、交付金額は56億3,314万6,000円の内数である。

このほか、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

3 地方卸売市場

(1) 概 況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330㎡、水産市場200㎡（産地市場は330㎡）、食肉市場150㎡、花き市場200㎡）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要する。平成22年4月1日現在で、総合市場158、青果市場409、水産市場471（うち産地市場331）、食肉市場23、花き市場108の計1,169市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の体系により助成を行っている。

ア 交付率

統合を行う市場 1/3

連携した集荷・販売活動を行う市場 1/3

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理高度化施設、附帯施設

平成23年度に交付金を活用して整備した地方卸売市場は、2県2市場であり、交付金額は56億3,314万6,000円の内数である。

このほか、卸売市場の開設者（地方公共団体以外のもの）、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

(3) 卸売市場の機能強化

ア 中央卸売市場戦略的経営展望策定支援事業

生産・実需者ニーズや地域の実情にあった機能強化を図ることを目的として、市場毎に開設者・関係業者等が一体となり、卸売市場を一つの経営体として、将来を見据えた経営戦略的な視点から見た経営展望の策定を支援した。

（補助率：1／2以内）

（予算額：3,570万円）

イ 卸売市場の機能高度化に係る調査事業

卸売市場における加工・調整業務や地場産品の流通等の促進を図る上での課題等について調査・検証し課題解消方策の提示を行った。また、前年度に実施した「一貫したコールドチェーン体制の整備事業」において導入した低温管理施設の導入効果を検証するための調査を行った。

（補助率：定額）

（予算額：1,853万円）

ウ 一貫したコールドチェーン体制の整備事業

中央卸売市場及び地方卸売市場の卸売業者が低温保管倉庫、簡易式低温売場について、新たにリース方式で導入する場合にリース料総額の一部を支援した。

（補助率：1／2以内）

（予算額3,128万円）

(4) 東日本大震災における卸売市場の災害復旧

東日本大震災により甚大な被害を受けた卸売市場施設の復旧等のため、消費地市場を対象とした卸売市場施設災害復旧事業が創設され、平成23年度一次補正予算で18億3,100万円、同3次補正予算で3億円が措置された。これにより中央卸売市場5市場、地方卸売市場8市場において事業が実施された。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

23年度における構造改善計画の認定（変更認定除く）は、食品生産製造提携事業9件、食品生産販売提携事業20件、卸売市場機能高度化事業1件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

23年度において講じた融資等の支援措置は、(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）から食品生産製造提携事業89億8,000万円、食品生産販売提携事業89億1,000万円の融資を行うとともに、(財)食品流通構造改善促進機構から2,250万円の債務保証、2億0,097万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品流通改善資金

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた構造改善事業（食品生産販売提携事業等）に必要な設備資金等に対し、(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）から長期低利の融資を行った。

(2) 生鮮食料品等小売業近代化貸付制度

国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金等に対し、(株)日本政策金融公庫（国民生活事業）から低利融資を行った。

6 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成23年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、砂糖、水産物及び農産物・飼料指数）の出来高は表1のとおり202万枚で、前年度に比べ40.3%の減少。また、売買約定金額は前年度に比べて29.3%減少し約1兆9,250億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は2.0%となった。

なお、農林水産省所管物資では、大豆、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスターコーヒー生豆、粗糖、冷凍えび、国際穀物等指数、コーヒー指数の取引に加え、新たに米穀が2年間の試験上場として認可され、平成23年8月8日から取引が開始された。

表1 23年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	1,804	17,280
関西商品取引所	219	1,970
農林水産省所管	2,023	19,250
取引所合計	32,909	974,999

(2) 総合取引所創設に向けた検討

証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取

引所の創設については、平成22年6月18日の「新成長戦略」（閣議決定）に基づき金融庁、農林水産省及び経済産業省の間でその創設に向けた協議が行われ、その制度的な条件を整備するため、規制監督の窓口の一元化等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を平成24年3月9日に国会に提出した。（その後、同年9月6日に成立した。）

(3) 商品取引所の定款の変更認可等

商品先物取引法（昭和25年法律239号）に基づき、平成23年度中に商品取引所に対して行った主な変更の認可は以下のとおり。

- i 定款の変更
 - ・米穀の試験上場（23.7.1関西）
- ii 業務規程の変更
 - ・米穀の試験上場（23.7.1東穀）
 - ・米穀の試験上場に伴う諸規程の整備（23.8.1関西）
 - ・米穀の試験上場に伴う諸規程等の整備（23.8.1東穀）
 - ・米穀の受渡し場所の拡大、合意早受渡し制度の規程の整備（24.3.26東穀）
- iii 受託契約等準則の変更
 - ・米穀の試験上場に伴う規程の整備（23.7.12東穀、関西）
 - ・誤発注の取消を可能とする等の規程の整備（23.7.2東穀）
 - ・米穀の受渡しによる決済の特例等の規程の整備（23.7.29関西）
 - ・米穀の合意早受渡し制度等の規程の整備（24.3.26東穀）

(4) 商品先物取引業者

商品先物取引法に基づく許可を受けた商品先物取引業者は平成24年3月末日現在で59社であり、前年同時期に比べ2社増加した。

なお、平成23年度中の新規許可は2社であり、廃業はなかった。

(5) 商品先物取引仲介業者

商品先物取引法に基づく登録を受けた商品先物取引仲介業者は平成24年3月末日現在で4社であり、前年同時期に比べ3社増加した。

なお、平成23年度中の新規登録は4社、廃業は1社であった。

(6) 商品投資顧問業者

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づく許可を受けた商品投資顧問業者は平成24年3月末日現在で8社であり、前年同時期と同数であった。

なお、平成23年度中の新規許可及び廃業はなかった。

(7) 多国間覚書（MMOU）への署名

国境を越えた取引が活発化している商品先物市場の公正性等を確保していくため、平成23年5月9日に証券監督者国際機構（IOSCO）が定めた国際的な市場規制・監督当局間の情報交換等に関する多国間覚書（MMOU）への署名を行った。

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成24年3月末現在で総数1,528組合（うち連合会は62）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成24年3月末現在で40組合（うち全国を区域とする商工組合は17組合、連合会は10組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは2組合となっている。

(2) 中小企業の新事業活動の促進支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、中小企業の新たな事業活動を促進するため、①創業、②経営革新、③新連携の取組を支援するほか、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境の整備を図るとともに、金融・税制等の特別措置を講じた。

(3) 中小企業金融対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項に規定するセーフティネット保証（第5号：業況の悪化している業種）については、平成23年度上半期は、東日本大震災による被害の影響を踏まえ、対象業種を原則全業種である82業種にして運用された。また、平成23年度下半期においても、東日本大震災や円高の影響を踏まえ、引き続き82業種のまま運用された。

(4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づき、特定農産加工業種として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製

造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業の12業種を、関連業種として果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業及び食肉調製品製造業の12業種を指定し、これらの者が輸入自由化等の著しい変化に対処して経営改善措置等を行うのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

(5) 事業再構築の円滑化

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な資金の借入に関する債務保証及び税制措置を引き続き実施した。

(6) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、農林漁業者と中小企業者が連携し、相互のノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発、販路開拓等の取組に必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

2 一般企業行政

(1) 対内直接投資

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく対内直接投資等については、原則自由化されているが、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのある対内直接投資等（我が国固有の事情により、OECDに通報した上で自由化を留保している業種（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）においては、事前届出を義務付けている。

農林水産省が所管するもので事前届出が行われたものは、平成23年度132件となっている。

3 食品産業行政

(1) 食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）に基づき、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況について、食品廃棄物等多量発生事業者が定期報告の提出が義務づけられていることから、その普及啓発を図るとともに、平成20年度及び21年度実績の取りまとめ結果について公表を行っ

た。

また、食品関連事業者に対して、食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の実施状況について点検指導を実施したほか、食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者による再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）について、10件の認定を行った。

さらに、食品廃棄物の発生抑制のための具体的方策の検討、フードバンク活動の実施及び食品リサイクル・ループの構築のための検討、食品関連事業者による食品廃棄物の肥飼料化設備の導入、食品廃棄物の有効活用に向けた技術の改良等を支援した。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）関係については、法における再商品化業務対象事業者について、法の内容の普及・啓発のための点検指導を行った。併せて、容器包装多量利用事業者に対する22年度実績の定期報告に関する指導を行った。

また、法制度の公平性・平等性を確保するため、容器包装廃棄物の再商品化業務の未履行者（いわゆる「ただ乗り事業者」）対策として、「報告徴収」及び「公表」を実施した。

地球温暖化対策については、京都議定書における温室効果ガスの基準年比6%削減の約束達成に資するため、食品産業における自主行動計画の策定を推進するとともに、平成22年度の各団体の目標に対する達成状況等の点検を食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会、林政審議会施策部会地球環境小委員会、水産政策審議会企画部会地球環境小委員会の合同会議で行った。また、食品関連事業者によるCO2排出削減対策に関するセミナー等を開催した。

（2）食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づき、HACCPを導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。これまでに高度化計画を認定する機関として、以下の22機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成23年度においては、19事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCPを導入した施設整備に取り組んだ。

- （一社）日本食肉加工協会（食肉製品）
- （公社）日本缶詰協会（容器包装詰常温流通食品）
- （公社）日本炊飯協会（炊飯製品）
- （社）大日本水産会（水産加工品）
- （財）日本乳業技術協会（乳及び乳製品）

- 全国味噌工業協同組合連合会（味噌）
- 全国醤油工業協同組合連合会（醤油製品）
- （社）日本冷凍食品協会（冷凍食品）
- （公社）日本給食サービス協会（集団給食用食品）
- （社）日本惣菜協会（惣菜）
- （一社）日本弁当サービス協会（弁当）
- （公財）日本食品油脂検査協会（食用加工油脂）
- （財）日本食品分析センター（ドレッシング類）
- （一社）全国清涼飲料工業会（清涼飲料水）
- （一財）全国調味料・野菜飲料検査協会（食酢製品）
- （一社）日本ソース工業会（ウスターソース類）
- 全国菓子工業組合連合会（菓子製品）
- 全国乾麺協同組合連合会（乾めん類）
- （一社）日本パン工業会（パン）
- 全日本漬物協同組合連合会（農産物漬物）
- 全国製麺協同組合連合会（生めん類）
- （公社）日本べんとう振興協会（大量調理型主食的調理食品）

また、中小食品製造業に重点を置いた HACCP の導入促進を図るため、HACCP 導入セミナーや現場責任者・指導者養成のための実践的な研修、低コストで HACCP を導入する手法の構築・普及、専門家からの助言・指導が受けられる体制の構築、HACCP の認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進する食品産業品質管理・信頼性向上支援事業を実施した。

（3）食品企業信頼確保対策

食品業界では、食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が相次いで起こっており、消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではない。

このため、食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、平成20年3月策定した、食品業界が取り組むべきための「道しるべ」である『「食品業界の信頼性向上自主行動計画」の手引き～5つの基本原則』を周知するとともに、コンプライアンス体制の構築に関する「食品事業者向けコンプライアンス等確立研修会」の開催（基礎研修会20回、実務研修会30回、経営層研修会10回）や食品事業者団体等からの要請による講師派遣（8回）等の食品産業品質管理・信頼性向上支援事業を実施した。

（4）東アジア食品産業海外展開支援

我が国食品産業の事業基盤・国際競争力強化を目的とし、東アジア各国への投資促進を図るため、各国の投資規制・食品関連規制等の情報収集、提供を行うと

ともに海外連絡協議会を開催し、現地進出企業の抱える課題解決の検討等、円滑なビジネス展開のための支援を実施した。

第4節 食品・外食産業行政

1 加工食品

(1) 調味料

ア みそ・しょうゆ

(ア) 生産状況

みその生産量は、45万6千t（平成23年）で対前年比1.3%の減少であった。

しょうゆの生産量は、82万6千kl（平成23年）で対前年比2.7%の減少であった。

(イ) 輸出状況

みその輸出量は、10千5百t（平成23年）と対前年比2.6%の増加、金額では21億円と対前年比1.5%の増加となっている。主な輸出先は、米国、韓国、カナダ等であった。

しょうゆの輸出量は、1万7千kl（平成23年）と対前年比6.1%の減少、金額では37億円と対前年比8.0%の増加となっている。主な輸出先は、米国、香港、韓国、英国等であった。

イ 食酢

平成22年度の食酢類の生産量は41万2千klであり、前年に比べ0.2%増となった。このうち醸造酢は41万klで全体の99.7%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、22年は2.7kl(前年比3.1%減)となっている。

ウ ウスターソース類

平成22年のウスターソース類（ウスター・中濃・濃厚ソース）の出荷実績は、14万1千klで、前年度に比べ10.4%減少した。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、22年は1.7kl(前年比1.6%減)となっている。

エ ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

平成22年のドレッシング類の生産量は、39万tで前年に比べ1.1%減少した。このうちマヨネーズは、20万4千t（前年比1.9%減少）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、22年は4.6kg(前年比6.2%減)となっている。

オ カレー及びからし粉

平成22年度のカレー粉・カレールウの生産量は、11万tで前年に比べ2.0%減少した。このうちカレー粉は8千t、カレールウは10万2千tであった。また、調理済みカレーの22年の生産量は15万5千tであり、前年に比べ0.6%減となった。

なお、総務省家計調査によると、カレールウの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、22年は1.8kg（前年比3.9%減）となっている。

また、21年度のからし粉の生産量は、1万1千tで前年に比べ21.2%減となっている。

カ グルタミン酸ソーダ

平成22年のグルタミン酸ソーダの生産量は、3万5千tで前年に比べ0.3%減少した。

なお、財務省貿易統計によると、22年の輸出量は49t（前年比65.4%減）、輸入量は、8万4千t（前年比2.2%増）となっている。

(2) 清涼飲料

ア 需要動向

平成23年における清涼飲料の生産動向について、各種飲料の総生産量は前年比102.2%の19,073千klと前年を上回ったが、販売総金額については同100%の3兆5,876億円となった。

平成23年は、東日本大震災による工場・倉庫の被災等で供給体制に大きな影響があったものの、昨年に引き続き生産量が拡大し、過去最高を記録した。その中でも、備蓄需要増加等を背景にミネラルウォーターが急伸長するとともに、ハイボール人気や直接飲用の増加等で炭酸水が拡大するなど、炭酸飲料についても5年連続での伸長となった。

イ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ捨て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表2 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

(単位：千kl)

	21年	22年	23年	23/22
緑茶飲料	2,241	2,239	2,228	99.5%
炭酸飲料	3,249	3,450	3,559	103.1%
果実飲料等	1,453	1,527	1,625	106.4%
ミネラルウォーター類	2,089	2,099	2,583	123.0%

(3) コーヒー

ア 需給動向

我が国のコーヒー供給の大半を占めるコーヒー生豆の輸入先国は40ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシアである。

平成23年の輸入量は、前年比101.5%の41万6,805 tとなった。このうち、約8割がレギュラーコーヒー向け、約2割がインスタントコーヒー向けと推計される。

平成23年におけるインスタントコーヒーの生産量は36,209 tと前年比94.5%となった。

表3 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	（単位：t）			
	21年	22年	23年	23/22
生豆	390,938	410,530	416,805	101.5%
いったコーヒー	6,020	6,311	6,303	99.9%
インスタントコーヒー	7,400	7,445	8,274	111.1%
コーヒーエクス	8,938	7,843	7,613	97.1%

（4）菓 子 類

ア 需給動向

平成23年における菓子需要は、前半は3月に発生した東日本大震災による供給体制の混乱の影響、夏場の猛暑による落ち込みが見られ、秋口以降やや回復が見られたものの、年間を通しては前年とほぼ同水準の結果となった。菓子類の国内生産量は、チョコレート（前年比3.3%増）、米菓（同1.9%増）等が増加している一方で、チューインガム（前年比4.6%減）、和生菓子（同3.0%減）、洋生菓子（同3.0%減）などが減少し、全体としては191万9,475 tと、前年比0.3%の減少となった。

また、生産額についても2兆3,570億円と、前年比0.1%減少となった。

一方、輸入量は、8万1,095 t（前年比10.1%増）となり、輸入額は約430億円（同5.1%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、キャンデー類、ビスケット類の3品目で菓子類の輸入額の約5割を占めている。

また、輸出量は、1万2,189 t（前年比16.8%減）となり、輸出額は約125億円（同13.8%減）となった。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定(43年度以降)されている。

（5）ビスケット類

ア 生産状況

平成23年のビスケット類の生産量は24万3千製品tで前年比0.6%増となっている。

イ 輸出入

平成23年のビスケット類の輸出量は0.7千tで前年比28.3%増、金額は0.8億円で前年比24.9%減となっており、主要輸出先は香港、台湾、韓国等であった。

一方、輸入量は2万2千tで前年比14.3%増、金額は80億円で前年比12.2%増となっており、主要輸入先は中国、マレーシア、ベトナム等であった。

（6）め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

ア 生産状況

平成23年のめん類の生産量は127万6千t（小麦粉換算）で、前年より約3万t増で前年比2.4%増となっている。

種類別にみると、生めん類は54万8千tで前年比1.3%減、乾めん類は20万9千tで前年比2.9%増、即席めん類は36万1千tで前年比8.7%増、マカロニ・スパゲッティ類は15万8千tで前年比1.3%増である。

イ 輸出入

平成23年のめん類の輸出量は1万7千3百万tで前年比8.9%減、金額は52億5千5百万円で前年比15.2%減となっている。これを種類別にみると、乾めん類は1万1千7百tで金額30億5百万円、即席めん類は5千tで金額21億5千万円、マカロニ・スパゲッティ類は6百tで金額1億3百万円である。

一方、輸入量は14万7千tで前年比13.1%増、金額は187億9千2百万円で前年比11.9%増となっている。これを種類別にみると、乾めん類は3百tで前年比40.0%減、即席めん類は1万2千2百tで前年比35.6%増、マカロニ・スパゲッティ類は12万4千5百tで前年比3.1%増である。

（7）パ ン 類

ア 生産状況

平成23年のパン類の生産量は121万5千t（小麦粉換算）で前年比1.6%増となっている。

これを種類別にみると、食パンは58万tで前年比0.7%増、菓子パンは39万2千tで前年比4.3%増、その他パンは21万5千tで前年比0.0%、学給パンは2万8千tで前年比5.3%減である。

イ 輸入状況

平成23年のパン類の輸入量は7千7百tで前年比19.9%増、金額は21億円で前年比12.5%増となっており、主要輸入先は米国、中国、フランス等であった。

(8) あ ん 類

あん類の推定生産量は、21万2千t（平成22年度）と対前年比0.7%の増加であった。製品別では、生あん4万3千t、練あん16万8千t、乾燥あん1千tとなっている。

(9) 豆 類 加 工 品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐・油揚げの推定大豆使用量は、47万5千t（平成23年）であり、生産量に換算すると137万2千tと対前年比3.1%の減少であった。

イ 納 豆

納豆の推定大豆使用量は、12万t（平成23年）であり、生産量に換算すると21万6千tと対前年比3.1%の減少であった。

ウ 凍豆腐

凍豆腐の推定大豆使用量は、2万4千t（平成23年）であり、生産量に換算すると1万1千tと対前年比7.0%の減少となっている。

エ 植物性たん白

植物性たん白の国内生産量は、4万5千t（平成23年）と対前年比1.5%の増加であった。原料別の生産比率は大豆系82%、小麦系18%となっている。なお、出荷先は全て食品加工業者である。

オ 豆 乳

豆乳の大豆使用量は、3万4千t（平成23年）であり、生産量は、21万9千klと対前年比5.0%の増加となっている。

2 油 脂

(1) 世界の油脂事情

2010/2011年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、最大の生産国である米国をはじめ、アルゼンチンで減少したものの、ブラジルで増加したことから、全体として前年に比べ増加した。

一方、ナタネの生産量は、最大の生産国である EU をはじめ、カナダ、中国で減少したことから、全体として前年に比べ減少した。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が2010年で可食油生産量の88%程度を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

(2) 国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表（平成22年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2,446.6Kcal で、そ

のうち油脂類は340.5Kcal（13.9%）を占めている。

油脂の総需要は微増傾向となっている。

なお、22年度の油脂生産のうち動物油脂と植物油の生産比率は16%対84%程度となっている。

イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は239万tで対前年2.6%上回った。

この食用のうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、業務用11.8%増、加工用0.1%増に対して家庭用は0.2%減であった。

非食用（工業用等）は、55万9千tと前年を2.1%下回った。

輸出については、1万4千tと前年を下回った。これらのことから、油脂の総需要は296万tと対前年5万t増となった。

また、食用加工油脂の生産量は、66万tであった。

表4 食用加工油脂の生産（平成22年）

（単位：千t）

	生産量
マーガリン	154
ファットスプレット	76
ショートニング	205
精製ラード	29
食用精製加工油脂	29
その他加工油脂	169
計	662

ウ 油脂の供給動向

油脂の供給は293万tと前年を上回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の73.8%を占めており、ナタネ油の生産量は99万t、大豆油は47万tとなっている。

表5 油脂の供給

（原油ベース・単位：千t）

項 目	20年	21年	22年
植 物 油	2,595	2,445	2,528
動 物 油	436	406	407
計	3,031	2,851	2,934
前年比（%）	100.3	94.1	102.9
う ち 輸 入	2,641	2,457	2,549
（うち輸入油脂）	(999)	(918)	(952)
うち国産原料	390	394	386

3 新 食 品

新食品とは、一般加工食品のうち、新たな技術又は、新しい食品素材（食品新素材）を用いて製造又は加工され高付加価値化された飲食料品をいう。食品新素材とは、食品の物性をはじめとした品質を改善する機能や体調を調節する機能を有する、新しい食品素材（糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等）をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として定着している。

4 外 食 産 業

(1) 外食産業の産業規模

国内の外食産業の規模は20.9兆円と推計（平成21年度農業・食料関連産業の経済計算）され、国民に食料を供給する役割を果たしている。また、事業所数は673千か所（平成21年経済センサス）、従業員数は311万人（平成23年労働力調査（震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県を除く結果））であり、国内の産業及び雇用において貢献している。

(2) 対策及び支援の内容

ア 外食等における原産地表示の促進

平成17年7月に策定した「外食における原産地表示に関するガイドライン」を含め、食品産業のうち原産地表示のためのガイドラインにより自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、関連する法令や当該ガイドライン等のルールとの関係や注意事項等を分かりやすく整理した資料の作成、研修会等の取組に対し支援した。

イ 国産食材の利用推進

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供と外食産業と農業等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との交流会等の開催に対し支援した。

ウ 海外日本食レストランを通じた日本食材の輸出促進

海外日本食レストランを通じた日本食・日本食材の輸出促進を目指し、21か所（台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルス、モスクワ、スイス、ニューヨーク、シンガポール、ソウル、ローマ・ミラノ、パリ、香港、シドニー、トロント、サンフランシスコ、北京、デュッセルフド

ルフ、ホーチミン、ジャカルタ）の日本食レストラン関係者のネットワークを活用して、日本食・食文化の普及活動、研修事業、メニュー提案回会等を行った。

第5節 資源・環境対策の推進

1 バイオマス活用の推進

(1) バイオマス事業化戦略検討チームの設置

バイオマスの活用については、「バイオマス活用推進基本法」（平成21年法律第52号）の下、平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、関係省庁が連携して目標達成の取組を推進しているところである。

一方、平成23年3月の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化が課題となっている。

このため、平成24年2月、関係省庁合同で「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置し、夏頃までに、以下の事項について提言を取りまとめるべく、議論している（平成24年3月末現在、4回会合実施）。

- ① 主要なバイオマス利用技術の到達レベルの横断的な評価
- ② 原料調達から変換・販売までの一貫体制の構築のための戦略
- ③ 新たなエネルギー政策・地球温暖化対策の展開方向を踏まえた日本型バイオマス活用のビジネスモデル構築のための戦略

(2) 国産バイオ燃料等の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大は、地球温暖化防止及び循環型社会の形成のみならず、農林水産物のエネルギー利用という新たな領域を開拓し、農山漁村の活性化にも貢献するものとして期待が寄せられている。

このような観点から、平成19年2月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」を作成し、平成23年に国産バイオ燃料を5万kl生産する目標が立てられた。

この工程表の着実な実施を図るため、農林水産省では、原料調達からバイオ燃料の製造・供給まで地域の関係者が一体となって大規模実証事業を進めている。バイオエタノールについては年間3.1万klの生産を目標として、また、バイオディーゼル燃料については年間約0.6万klの生産を目標としてそれぞれ取り組んでいる。特に、バイオエタノールについては平成23年度

に、北海道2地区、新潟1地区の計3地区において年間約2.2万klが製造され、ETBE方式または直接混合方式でガソリンと混合したバイオエタノール混合ガソリンが販売されている。

また、バイオ燃料の生産拡大による食料供給への影響を考慮し、国内に豊富に存在する稲わら等の未利用バイオマス活用のために、ソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を3地区で実施している。

さらに、平成23年度当初予算として、農山漁村に存在するバイオマス等を活用する取組のうち、雇用創出効果を早期に発現することが見込まれるものの施設整備の支援を25地区実施している。

また、バイオ燃料の生産・利用拡大を推進する措置として、バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税の免税措置を講じている。

平成24年度予算では、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するため、「バイオ燃料生産拠点確立事業」を措置することとした。

(3) 農林漁業バイオ燃料法

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)が平成20年10月に施行された。

本法は、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画、バイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定するものである。

本法の支援措置として、農林漁業者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、バイオ燃料製造業者に対する中小企業投資育成株式会社法の特例、研究開発を行う者に対するバイオ燃料向けの新品種に係る種苗法の出願料・登録料の軽減措置等が講じられている。

さらに、認定計画に従って新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する税制の特例措置も講じられている。

本法に基づく認定計画は、平成24年3月末時点で13件となり、バイオ燃料生産拡大に貢献している。

(4) 地域のバイオマス活用(バイオマスタウン)

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについては、平成23年4月末時点で構想策定地区数が318となり、平成22年度末に300地区程度において策定するとしていた目標を達成した。

また、東アジア地域におけるバイオマスタウン構想普及支援では、平成22年度にタイ、ベトナムのバイオマスタウン構想を策定した。平成22年度からは、イン

ドネシア、マレーシアを対象として取り組み、平成23年度にはワークショップを実施した。

2 緑と水の環境技術革命総合戦略

(1) 緑と水の環境技術革命の概要

農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等、厳しい状況にあり、その活性化を図ることが不可欠である。

農山漁村の活性化を図るためには、一次産業である農林漁業と、二次産業、三次産業との融合を図り、農山漁村に由来する農林水産物や、バイオマス、太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することにより地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農山漁村の六次産業化を推進することが不可欠である。

「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月閣議決定)及び、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)の工程表においては、農山漁村の六次産業化によって、2020年までに農山漁村において6兆円規模の新産業を創出することが目標とされたところである。

「緑と水の環境技術革命」は、素材・エネルギー・医薬品等の分野で先端技術を活用して、農林水産業・農山漁村に関連する資源を活用した産業を新たな成長産業とすることを目指すものであり、上記の目標の実現に向けて大きく貢献するものである。

(2) 緑と水の環境技術革命の推進施策

「緑と水の環境技術革命」の推進によって、新たな付加価値を農山漁村地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築するため、関連施策を実施した。

ア 緑と水の環境技術革命総合戦略策定事業

「緑と水の環境技術革命総合戦略」で策定された重点分野について、最新の知見に基づき、技術、市場動向を調査分析するとともに、他産業の有識者の助言や調査・分析結果を踏まえて、新たな重点分野の探索や総合戦略の進捗管理等のための委託事業を実施した。

(予算額500万円)

イ 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられる重点分野や新技術等、農山漁村の資源を活用した新たな事業の創出につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査や、事業化が見込まれる新技術について、試行・試作のための実証機器の整備及び実用化に向けた技術実証等を支援した。

(予算額1,781百万円)

3 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要である。このため、以下の支援を行った。

ア 被災地域における再生可能エネルギー導入可能性調査

東日本大震災の被災地域（岩手県、宮城県、福島県）の農林地、海域や太陽光、風、水、バイオマス等の資源の活用による再生可能エネルギーの導入可能性を明らかにするとともに、他地域でも活用可能な効率的な調査手法を確立した。

(予算額31百万円)

イ 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業

農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気を供給する取組を推進するため、農山漁村における再生可能エネルギーの具体的な導入可能性を調査する取組に対する支援を行った。

(予算額350百万円)

第6節 農林水産物等の輸出促進対策

1 農林水産物等の輸出の概況

少子高齢化等により、日本国内の農林水産物・食品市場が縮小傾向にある一方、海外にはアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加、人口増加によって、今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが広がっている。

我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、世界の経済成長を取り込むべく、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むことが重要である。

平成23年3月の原発事故の影響により、諸外国・地域では日本産食品の輸入規制が強化されたことから、我が国の昨年の農林水産物・食品の輸出額は、前年比8.3%減の4,511億円と大きく落ち込んだ。そのため、農林水産省では有識者からなる検討会を開催し、原発事故への対応、国家戦略的マーケティング体制の整備・実行、日本食文化の発信などを柱とする新たな輸出戦略を昨年11月に取りまとめた。この取りまとめに即して、各国に対して我が国が実施している安全性確

保の措置について情報提供と輸入規制緩和等の働きかけの実施、平成24年度予算等を充実させ、国内外における取組支援を強化するとともに我が国食文化の素晴らしさの発信などの取組を行っている。これらの取組を通じて、戦略的に輸出促進に取り組み、平成32年までに農林水産物・食品の輸出額1兆円水準の達成に向けて、官民一体となって取り組んでいるところである。

2 輸出促進事業の概要

平成23年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

(1) 輸出倍増リード事業

(予算額 423百万円)

輸出先国・地域別の戦略的マーケティングの強化、官民合同ミッションの派遣等のほか、輸出に向けた販路を確保、拡大しようと努力する産地・農林漁業者等に対し、研修や国内外における商談機会の提供等により支援した。

(2) 輸出倍増サポート事業

(予算額 806百万円)

農林水産物・食品の輸出の拡大を図るため、輸出に関心を有する生産者・生産者団体をはじめ、流通業者、物流業者等の輸出を支援する事業者の具体的な取組をサポートした。

(3) 輸出農産物等放射能検査対応事業

(第1次補正予算)

(予算額 156百万円)

都道府県及び民間検査機関に対する放射能測定機器の導入への支援及び日本産農林水産物・食品の安全イメージを回復するためのプロモーションを行った。

(4) 輸出農産物等信頼回復活動事業

(第2次補正予算)

(予算額 500百万円)

日本産食品に対する信頼を回復するため、世界市場に対して日本産食品の安全性等につきアピールを行うとともに、放射性物質の検査機器の導入に対して支援した。

(5) 農産物等輸出回復事業

(第3次補正予算)

(予算額 100百万円)

諸外国における試食販売等のプロモーションを実施し、日本産食品等の輸出回復に努めた。

(6) 農産物等輸出拡大緊急対策事業

(第4次補正予算)

(予算額 277百万円)

日本産農産物等の安全性や魅力等を発信するため、

品目別団体を通じた海外でのセミナーや、海外の外食事業者等を日本に招へいた国内でのセミナーなどを開催し、輸出の拡大を図る取組を支援した。

第7節 知的財産戦略

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心など、農林漁業者、食品産業関係者や、地方公共団体・研究機関を含む関連事業者などの努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられ、他国に類を見ない特質・強さを有している。

一方、急速にグローバル化する国際市場に対する我が国の農林水産物・食品の輸出促進や国民が求めるブランド価値の高い農林水産物・食品の供給を実現するためには、知的財産を積極的・戦略的に活用し、我が国の農林水産物・食品の特質、優位性の確保やその差別化を図ることが不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、知的財産に関する施策を強力に推進するため、平成22年3月に平成26年度までの5年間を実施期間とする「新たな農林水産省知的財産戦略」を策定し、本戦略に基づく施策を推進した。

1 知的財産の創造・活用

(1) 研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用
ア 遺伝子の機能解明・特許の取得と新品種育成等の促進

農作物や家畜などの抗病性等に関わる有用遺伝子の機能解明・特許の取得を進め、画期的な新品種・新素材の開発を推進し、研究成果については適切に権利化し、戦略的な活用を図った。

イ 出口を見据えた戦略的研究開発の推進

研究テーマの設定段階から出口を見据えて、知的財産の活用を図りつつ、国自ら工程表を作成し、研究開発及び成果の円滑な普及・産業化を図る仕組みを充実・強化するため、異分野や産学官の連携による研究開発を促進するコーディネーターの全国配置、企業等による技術開発から改良・実証までの取組に対する切れ目ない資金の提供等を行った。

ウ 農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出

農山漁村の資源を活用し、素材、エネルギー、医薬品等の分野で新たな産業につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査や、事業化が見込まれる新技術について、試行、試作のための実証機器の整備及び実用化に向けた技術実証等を支援した。

また、公的研究機関、民間企業が開発した新品種・新技術や地域特産物の機能性を活用した新食品・新素材について、情報発信やブランドデザインの提供等の取組を支援した。

(2) 農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進

篤農家の技術・ノウハウ（暗黙知）を抽出・可視化し、一般農家の意思決定を支援する AI（アグリインフォマティクス）システムの開発を推進するとともに、東日本大震災の被災地域において、IT を活用したノウハウの継承により、営農継続を支援した。

(3) 農林水産物・食品の地域ブランド化の推進

「農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業」において、地域ブランド化に取り組む主体とそれを支援する者との情報交換等する場としての協議会の運営や地域団体商標等の制度を用いた知的財産の保護・活用について専門家による指導・助言等を実施した。

さらに、農林水産物・食品のブランド化推進の一環として、有識者等による地理的表示保護制度研究会を立ち上げた。

(4) 食文化の活用・創造支援

地元の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的な PR や観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組について12地区を支援し、農山漁村の活性化を図った。

(5) 種苗の安定供給体制の確立

優良な種苗について、知的財産の保護を図りつつ、その安定供給を図るため、稲・麦・大豆、野菜、林業用種苗等について、それぞれの特性に応じた取組を推進した。

2 知的財産の保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

ア 審査の国際標準化・迅速化

植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟（UPOV）が定める審査基準に準拠して逐次改正（平成23年度は14種類）することにより審査基準の国際調和を図った。また、海外審査当局との審査データの相互利用の積極的推進や審査体制の充実を図った。これらの取組により、平成26年度に平均審査期間を2.3年に短縮する目標に対し、現在2.4年となった。（平成21年度2.7年）

イ 育成者権侵害対策の強化のため、品種保護 G メン

を20人配置し、育成者権の保護・活用に関する相談対応及び情報収集を強化する体制を図るとともに、エダマメ等について開発されたDNA品種識別技術のマニュアル化及び妥当性の支援を行った。また、税関において育成者権侵害物品の輸出入を差し止めることができる水際取締制度の育成者権者等に対する周知を図った。

ウ 東アジア植物品種保護フォーラム

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の植物品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより設立した、ASEAN＋日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」の第4回会合を平成23年5月にインドネシアで開催した。

また、フォーラム参加国からの要望等を踏まえ、専門家の派遣や受入研修等の各国の制度運営能力向上や意識啓発に向けた様々な協力活動を実施した。

エ 植物品種保護に関する海外への働きかけ

東アジア植物品種保護フォーラム（平成23年5月）、日中首脳会談（平成23年12月）及び官民合同訪中代表团（実務レベル）（平成23年11月）等の場において、中国政府に対し、UPOV91年条約の締結や保護対象植物の拡大、いぐさ品種「ひのみどり」を栽培・輸出しない旨等の働きかけを行った。また、韓国が平成24年1月にUPOV91年条約への加盟10年目を迎え、全植物が保護対象になったことを受け、韓国政府に対し、イチゴを含めた我が国関心品目についても適切に保護されるよう働きかけを行った。

(2) 海外での商標権等侵害対策

我が国地名、品種名等の中国等での商標出願・登録について一体的に監視するために、平成21年度に設立された「農林水産知的財産保護コンソーシアム」によって実施する商標監視、地方相談会及び海外現地調査の充実・強化を行った。

(3) 家畜の遺伝資源の保護

和牛の遺伝資源の適切な保護を図るため、全国に普及し得る和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築を図るとともに、「和牛」の適切な表示を推進した。

3 普及啓発・人材育成

(1) 知的財産相談のワンストップ化

農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局等に設置した知的財産についての総合的な窓口において、相談対応を行った。

(2) 現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上
知的財産保護に関する意識向上を図るため、本省・地方農政局において、弁理士等専門家によるセミナー等の情報提供を実施した。

また、普及指導員を対象に知的財産に関する研修を実施した。

(3) 農林水産関係試験研究機関への普及啓発

研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するため、研究者等を対象としたセミナー、技術移転業務実務者研修等を実施した。

また、TLO（技術移転機関）の人脈・ノウハウを生かしたワークショップを開催し、知的財産担当者のスキル向上を図った。

4 種 苗 対 策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正等

種苗法に基づく植物新品種保護制度（品種登録制度）は、農林水産植物の育種の振興を図るため、昭和53年に植物の新品種の保護に関する国際条約に対応して発足した制度である。平成10年には、バイオテクノロジーの進展や育成者権をめぐる国際的状況の変化に対応し、育成者の権利の拡大等の措置を講ずるため、種苗法の全部改正が行われている。

しかしながら、近年、我が国の登録品種が海外に持ち出され、その収穫物が輸入される事例が発生しており、育成者権への社会的な関心を集めている。こうした中で種苗法を改正し育成者権の効力の対象を加工品にまで拡大し、また育成者権の存続期間を延長、育成者権侵害に対する罰則の強化を図る等の措置を講じてきている。

平成15年及び18年に関税定率法（関税法）が一部改正され、育成者権侵害物品が輸入禁制品、輸出禁制品に追加され、税関による水際取締りの対象とされた。

さらに、平成18年8月1日には種苗法施行規則を改正して農家の自家増殖に育成者権が及ぶ植物として58種類を追加して82種類に拡大し、育成者権の積極的な活用の基盤を整えてきたところである。

平成19年には、育成者権の適切な保護を図るため、①権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備、②育成者権侵害罪の罰則の引上げ、③表示の適正化等の措置を講じる改正を行った。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録

される品種数は増加傾向にあり、平成23年度の出願件数は1,117件、登録件数は964件であった。平成24年3月末の出願累計は27,116件、登録累計は21,743件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、(独)種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成23年度は(独)種苗管理センターにおいて、食用作物9品種、工芸作物3品種、野菜57品種、草花類498品種、観賞樹98品種、飼料作物1品種の計666品種666点について栽培試験を実施したほか、(独)種苗管理センターが長野県ほか4県、(独)畜産草地研究所、(国)宮崎大学に栽培試験を委託し、食用作物5品種、果樹4品種、飼料作物1品種3点計10品種12点について実施した。

エ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成23年度は、千葉県に対し草花類1、観賞樹2、(独)国際農林水産業研究センターに対し果樹2、(社)園芸文化協会に対し草花類1の計6種類を委託した。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成23年度では252件（新規164件、変更86件、廃止2件）であった。

(イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(独)種苗管理センターにおいて、平成23年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を以下のとおり実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査16,489点、集取試料の検査3,121点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査172点、種子検査2,781点、病害検査194点、遺伝子組換え種子検査36点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規程に準拠し、種子検査と農作物種子検査報告書の

発行504件、国際種子検査証明書の発行321件

c 輸出用種子の検査について

EC 向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定66点

イ 種子の生産履歴に関する依頼証明等

東日本大震災に伴う輸出用種苗の風評被害に対応するため、(独)種苗管理センターにおいて、種子の生産履歴に関する証明書を、10カ国向けに261点発行した。

ウ 優良な原原種の生産及び配布

(独)種苗管理センターにおいて、ばれいしょ及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種の生産及び配布（平成23年度配布実績：ばれいしょ1,405 t、さとうきび162万本）を行った。

第8節 6次産業化・地産地消の推進

1 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）に基づき、農山漁村の6次産業化を推進するため、各種施策を講じた。

また、6次産業化に取り組む事業者への成長資本の提供等を行うための法案を国会に提出した。

(1) 六次産業化法に基づく事業計画の認定

六次産業化法に基づき、農林漁業者等が行う農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を、709件認定した。また、上記事業活動の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画（研究開発・成果利用事業計画）を、14件認定した。

(2) 6次産業総合推進事業

農林漁業者等の6次産業化を推進するため、都道府県ごとに6次産業化プランナーを配置して、6次産業化の取組に対して総合的なサポートを行うとともに、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、6次産業化に取り組む環境づくりとなる交流会、技術研修等の取組に対して支援を行った。（予算額1,567百万円）

(3) 6次産業化推進整備事業

農林漁業者等の6次産業化を推進するため、農業サ

イドが主導した加工・流通・販売等の経営の多角化、産地の収益力強化につながる地産地消の推進及び農林漁業者と食品事業者が安定的な取引関係を確立して行う食品の加工・販売等の取組に必要な処理加工施設や直売施設、農林漁業用機械等の整備への支援を行った。

(予算額1,547百万円)

(4) 産業連携ネットワークの創設

6次産業化の取組や施策の情報提供、意見交換などを行うため、農林漁業や二次産業、三次産業、行政やシンクタンクなど、農林漁業・農山漁村に関心を有する多様な企業・団体・個人が参加する産業連携ネットワークを平成23年12月に創設。

(5) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案

6次産業化に取り組む事業者への成長資本の提供や経営支援を一体的に行うため、平成24年2月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案を第180回国会に提出した。

2 地産地消の推進

直売所を中心とした地域の農林水産物の販売等の取組を一層推進するとともに、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の活用の促進を図るため、次の取組を行った。

(1) 地産地消推進のための取組

地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工施設の整備のほか、農業、給食等の関係者が一丸となって地産地消に取り組む地域に対する支援を行った。また、高齢者や小規模農家が活躍できる少量多品目の生産・流通体制づくりに対する支援や直売所の機能強化のための機器整備等の支援を行った。

(予算額

6次産業化推進整備事業（地産地消タイプ）

305百万円

産地活性化総合対策事業

10,704百万円の内数)

(2) 人材育成及び事例調査

地産地消活動に必要な人材の育成・派遣、地産地消優良事例の調査・発表を実施した。

(予算額 産地活性化総合対策事業

10,704百万円の内数)

(3) 地産地消給食等メニューコンテストの実施

関係省庁等と連携し、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の利用拡大や被災地支援に向けた「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施し、学校給食・社員食堂、外食・弁当などにおいて、地場産食材を安定的に利用している優れたメニューを選定し、表

彰した。

(4) 地産地消の仕事人の選定

各地域において地産地消に関する知見や経験を有し、今後、各地での地産地消のさらなる発展のため活躍が期待される方々を「地産地消の仕事人」として44人選定した。